

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県議会議長 中野 雅史

## 奈良県議会議事事務局規程第二号

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程

奈良県議会議事事務局規程（昭和四十一年七月奈良県議会議事規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号及び第四号中「次長、課長及び主幹」を「事務局長及び次長」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、同条第九号中「事務」を「重要な事務」に改め、同条を同条第七号とし、同条第十号中「軽易な」を「重要な」に改め、同条を同条第八号とする。

第八条の二を次のように改める。

（次長の専決）

**第八条の二** 次長は、次に掲げる事項を、専決することができる。

- 一 課長及び主幹の旅行及び旅行の復命処理に関すること。
- 二 課長及び主幹の時間外勤務及び休暇並びに勤務を要しない日の振替えその他服務に関すること。
- 三 事務の照会、回答、報告等に関すること。
- 四 その他の事項の処理に関すること。

第八条の六を第八条の十一とし、第八条の五中「前二条」を「第八条の六から前条まで」に、「急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたもの」を「事務の円滑かつ適正な執行を確保する上で必要不可欠なもの」に改め、同条を第八条の十とする。

第八条の四を第八条の七とし、同条の次に次の二条を加える。

**第八条の八** 課長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決することができる。

**第八条の九** 課長補佐が不在のときは、課長がその事務を代決することができる。

第八条の三中「不在」の下に「（出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。以下同じ。）」を加え、同条を第八条の六とする。

第八条の二の次に次の三条を加える。

（課長の専決）

**第八条の三** 課長は、次に掲げる事項を、専決することができる。

- 一 課長補佐の旅行及び旅行の復命処理に関すること。
- 二 課長補佐の時間外勤務及び休暇並びに勤務を要しない日の振替えその他服務に関すること。

三 定例的又は軽易な事務の照会、回答、報告等に関すること。

四 その他軽易な事項の処理に関すること。

(課長補佐の専決)

**第八条の四** 課長補佐は、次に掲げる事項を、専決することができる。

- 一 職員(次長、課長、主幹及び課長補佐を除く。次号において同じ。)の旅行及び旅行の復命処理に関すること。
- 二 職員の時間外勤務及び休暇並びに勤務を要しない日の振替えその他服務に関すること。
- 三 その他特に軽易な事項の処理に関すること。

(専決の制限)

**第八条の五** 第八条から前条の規定にかかわらず、特命があつた事項、重要若しくは異例と認められる事項及び疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

第三十五条中「職員」を削る。

## 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。